

市町村合併関係資料

平成20年8月
総務省自治行政局

市町村合併の背景と効果

○ 合併により市町村の規模・能力が充実することで、高度化かつ多様化する行政需要への対応、事務の統廃合による経費削減等が可能。

1. 地方分権の推進

○ 住民に最も身近な市町村の規模・能力の充実
例：小さな市町村ではできなかったサービスの提供(無医村における診療所の開設)、等

2. 少子高齢化の進展

○ 少子高齢化に対応した、サービス・専門スタッフの充実
例：専門性の高い部・課・係の設置や、栄養士・助産師等の配置、等

3. 広域的な行政需要の増大

○ 日常生活圏(通勤、通学、買い物等)の拡大に伴う行政需要に対応
例：広域的な視点に立った道路整備、土地利用等の推進や、旧市町村境付近の住民にとって小中学校への通学しやすさの向上、等

4. 行政改革の推進

○ 簡素で効率的な行財政運営の確保
例：議員、職員の人件費削減、公共施設の統廃合による経費削減、等

(参考)

1. H12→H17人口増減別市町村数・割合

	市町村数	割合
増加	541	30.0%
減少	1,263	70.0%
計	1,804	

※ H19.3.31現在の市町村について、H12・H17国調人口を比較したものの。

2. H12、H17高齢化率別市町村数・割合

全人口に占める 65歳以上人口比	H17		H12	
	市町村数	割合	市町村数	割合
20%以上	1,318	73.1%	1,102	61.1%
20%未満	486	26.9%	702	38.9%
計	1,804		1,804	

※ H19.3.31現在の市町村について、H12・H17国調における高齢化率別にその数を整理したもの。

第29次地方制度調査会と地方分権改革推進委員会

第29次地方制度調査会

地方制度調査会設置法に基づき、平成19年7月3日に発足（2年の時限）

（調査審議事項）

- 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方
- 今後の基礎自治体の組織・体制のあり方
- 基礎自治体における住民自治の充実（地域自治区、地域コミュニティのあり方）
- 監査機能の独立性の強化
- 監査能力の向上
- 議会制度のあり方 等

平成21年7月の任期満了までに調査審議結果を総理大臣に「答申」

地方分権改革推進委員会

地方分権改革推進法に基づき、平成19年4月1日に発足（3年の時限）

（調査審議事項）

- 国と地方の役割分担の見直し（例：介護、生活保護、医療、児童福祉、まちづくり、道路、河川等）
- 地方支分部局の見直し
- 法令による事務の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
- 関与の見直し 等

概ね2年以内を目途に順次、地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を「勧告」

第1章 国と地方の役割分担の基本的な考え方

(1)「地方が主役の国づくり」に向けた今次分権改革の理念と課題

- ・地方政府の確立のための権限移譲 ・完全自治体の実現
- ・行政の総合性の確保 ・地方活性化 ・自治を担う能力の向上

(2) 国と地方の役割分担の見直し

- ・住民に身近な行政は地方で担い、「国と地方の二重行政」を排除する観点から、現状の役割分担の類型（重複型・分担型・重層型・関与型・国専担型）に応じて国と地方の役割分担の区分けを見直し

(3) 広域自治体と基礎自治体の役割分担（基礎自治体優先の原則）

- ・市町村合併の進展等を踏まえ、都道府県から市町村へ権限移譲を推進

第2章 重点行政分野の抜本的見直し

○ 暮らしづくり分野関係

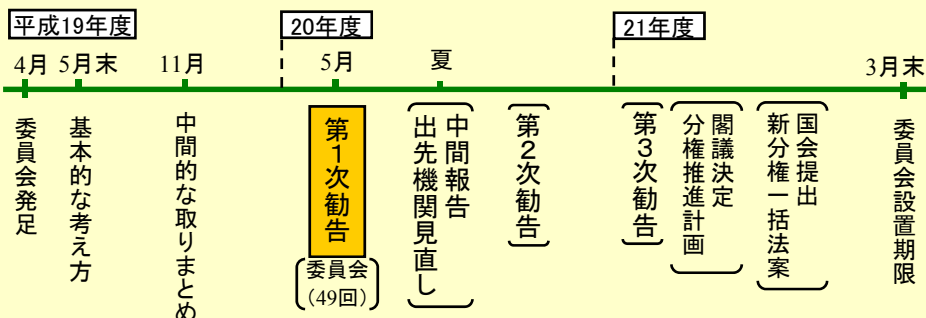
… 幼保一元化、教育、医療、生活保護、福祉 等

○ まちづくり分野関係

… 土地利用（都市計画、農地等）、道路、河川 等

【別紙参照】

<地方分権改革のスケジュール>



第3章 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

(1) 基礎自治体への権限移譲の推進

- ・64法律、359の事務権限を都道府県から市町村へ移譲
- まちづくり分野: 宅地開発や商業施設等の開発行為の許可等(市へ)
- 福祉分野: 特別養護老人ホーム、保育所等の設置認可・指導監督等(市へ)
- 産業安全分野: 高圧ガスの製造・貯蔵・販売の許可等(市町村へ) など

(2) 補助対象財産の財産処分（転用、譲渡等）の弾力化

- ・原則、10年経過後の財産処分は、国庫納付不要かつ届出・報告制へ
- ・10年経過前でも、災害や市町村合併等に伴う財産処分には十分配慮
⇒ 勧告後、速やかに実施（約300以上の国庫補助金等が対象）

第4章 現下の重要二課題について

(1) 道路特定財源の一般財源化

- ・一般財源化の検討にあたっては、税源移譲を含め地方税財源の充実強化と地方の道路整備の自由度の拡大方針について検討すべき

(2) 消費者行政の一元化

- ・消費生活センターの法的位置づけを明確化、地方自治体の取組に思い切った支援措置
- ・事故発生時の報告徴収、立入検査、改善命令を幅広く都道府県に権限移譲すべき

第5章 第2次勧告に向けた検討課題

(1) 国の出先機関の改革の基本方向

- ・二重行政の解消に向け、国と地方の役割分担の類型に沿って、個別の事務・権限を地方移譲、本府省移管等に仕分けし、国の出先機関の廃止・縮小を検討
- ・本年夏の中間報告後、第2次勧告へ

(2) 法制的な仕組みの横断的な見直し（義務付け・枠付け等）

- ・国の法令による義務付け・枠付けの廃止縮小に向け、各府省に対し網羅的な調査を実施。第2次勧告に向けて見直し作業を進める。
- ・広域連携の促進を含め、地方自治関係法制を見直し

重点行政分野の抜本的見直し(主なもの)

くらしづくり分野関係

① 幼保一元化・子ども

- ・認定こども園制度の一本化に向けた制度改革 ……(20年度中に結論)
- ・保育所入所要件「保育に欠ける」を見直し等 ……(20年中に結論)
- ・放課後児童対策事業の改善 ……(21年度から実施)

② 教育

- ・教職員人事権の中核市への移譲、人事権者と給与負担者の一致の方向で検討 ……(20年度中に結論)

③ 医療

- ・基準病床数の算定方法の見直し・国の同意の廃止 (23年度までに結論)
- ・国民健康保険の運営に関し、都道府県単位による広域化等を推進 ……(21年度中に結論)

④ 生活保護

- ・国と地方の協議の場を設け、制度全般について総合的な検討に着手 ……(20年度中を目途に制度改正の方向性)

⑤ 福祉・公営住宅

- ・福祉施設の施設設備基準及び公営住宅の整備基準について、国は標準を示し、条例による決定を可能に

⑥ 保健所

- ・所長の資格要件の緩和 ……(20年度中に結論)

⑦ 労働

- ・離職者訓練事業の民間委託訓練に関し、雇用・能力開発機構と都道府県の役割分担を明確にした上で都道府県への移譲を検討 ……(20年中に結論)

まちづくり分野関係

① 土地利用(都市計画、農地等)

- ・都市計画に係る国・都道府県の関与の廃止・縮小等…(21年度を目途に抜本見直し)
- ・平成20年度の農地制度の改革にあたって、農地の総量を確保する新たな仕組みを構築したうえで、農地転用に係る国の許可権限の移譲、協議の廃止
- ・地球温暖化や森林の荒廃に対処しつつ、保安林の指定・解除に係る国の権限の移譲、協議の廃止

② 道路

- ・一般国道の直轄区間の要件を見直し、主に地域内交通を分担する道路(同一都府県内に起終点がある区間等)を都道府県に移管

③ 河川

- ・都道府県内完結一級河川を原則として都道府県に移管

④ 防災

- ・地域防災計画の作成・修正に係る国との協議の廃止

⑤ 交通・観光

- ・港湾計画・公有水面埋立に係る国の関与の縮小 ……(20年度中に結論)
- ・外客来訪促進計画に係る国との協議・同意の廃止

⑥ 商工業

- ・国の中小・ベンチャー企業育成施策は、全国的視点に立った事業に限定
- ・商工団体の一元化を含め地域の商工団体のあり方 ……(20年度中に結論)

⑦ 農業

- ・農業委員会の選挙区等、組織運営の弾力化

⑧ 環境

- ・循環型社会形成推進交付金における協議会設置の義務付けの廃止

(注)・勧告事項は速やかに実施。時期を書いていない事項は、遅くとも地方分権改革推進計画で実施時期を明確化して実施。

・委員会は、平成20年度中に各府省の検討結果又は検討状況と結論の方向性の報告を求め、必要に応じ追加の勧告等を行う。

基礎自治体のあり方についてのこれまでの議論①

地方分権改革推進委員会「中間的なとりまとめ」（抄）（19.11.16）

3 地方分権改革における基本姿勢の明確化

- 完全自治体の実現とともに、「基礎自治体優先」の基本原則、そして「補完性・近接性」の原理にしたがい、基礎自治体、広域自治体、国の役割を見直していくなかで、広域自治体のあり方やコミュニティ活動の拡充も含めた自治制度の新たなあり方を幅広く検討すべきである。
- 「基礎自治体優先」の基本原則のもとで、基礎自治体が地域における総合行政を担い、地域が自ら行政サービスの範囲と内容、提供方法を決定し、縦割りで使い勝手の悪い分断された行政サービスの体系を住民ニーズに合わせて柔軟に変更・統合することができる仕組みづくりが必要である。このような仕組みにより、地方政府が担う行政の総合性を実質的に確保することが重要である。

6 分権型社会への転換に向けた行政体制

- 基礎自治体優先の原則は、国と地方の役割分担、広域自治体と基礎自治体の役割分担において、基礎自治体が最優先に役割を担うことを意味する。現在推進されている「平成の大合併」は、こうした役割を担うことができる基礎自治体を整備しようとするものである。そのうえで、自ら担うことが難しい場合やあるいは複数の地方自治体間で協力し担うことがより効率的かつ質的向上にも資すると判断する場合には、広域連合など多様な連携の形態を積極的に導入できるようにすることも必要である。

基礎自治体のあり方についてのこれまでの議論②

地方分権改革推進委員会「第1次勧告」（抄）（20.5.28）

基礎自治体への権限移譲の考え方

- 分権型社会においては、基礎自治体が中心的な役割を担うべきものである。また、「平成の大合併」と言われる市町村合併の進展等によって基礎自治体の行政体制整備が大幅に進んでいる。
- 平成12年施行の地方分権一括法によって、地方自治法に、都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところにより市町村が処理することができる制度が創設され、これにより移譲されている事務は相当数に及んでいる。これは正に、現行法令における都道府県と市町村の役割分担が想定している移譲に、基礎自治体の事務処理能力が向上していることを示している。
- 基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地域における行政の総合的な実施の役割を担わせるという基本原則の下で、改めて都道府県と市町村の事務配分について行政分野横断的な見直しを行う必要がある。
- 個々の基礎自治体は規模、地理的条件等の事情が異なるため、事務事業によっては、一部の基礎自治体において体制整備を進めたとしてもなお自ら担うことが難しい場合、複数の地方自治体間で協力し担うことがより効率的かつ質的向上にも資すると判断される場合があることが想定される。こうした事情を危惧して現行の事務配分を維持せざるを得ないと考えるべきではなく、むしろ、広域的な連携の仕組みを積極的に活用することにより補完していくことを前提として、新たな事務配分を構築すべきである。

基礎自治体への権限移譲の推進

条例による事務処理特例制度の活用の促進

- 地域における事務は、基本的に基礎自治体である市町村が処理することが適当であるとの観点から、本勧告では、市町村合併の進展等により行政体制の整備が進んでいることを踏まえ、市に優先的に権限移譲を進めることとしている。

基礎自治体のあり方についてのこれまでの議論③

第27次地方制度調査会答申（抄）（15.11.13）

- 市町村は、基礎自治体として地域において包括的な役割を果たしていくことがこれまで以上に期待されており、都道府県は、経済社会活動が広域化、グローバル化する中で、広域自治体としてその自立的発展のために戦略的な役割を果たすべく変容していくことが期待されている。
- 今後の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」の考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくことが必要である。
- 今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要。一般的には、基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望ましい。

（参考）地方自治法の規定

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

第2条 （略）

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

道州制に関する主な動き

政府・地方制度調査会

第28次地方制度調査会 (16年3月1日発足)

- 18年2月28日 第5回総会
・「道州制のあり方に関する答申」決定

広域自治体改革のあり方、道州制の基本的な制度設計、道州制導入の課題などを提示、

国民的な議論の喚起に努める必要性を指摘

道州制ビジョン懇談会 (19年1月26日設置)

- 19年2月13日 第1回会合
～20年3月19日 第17回会合
・懇談会を月1～2回程度開催
・協議会を各ブロックで開催
- 平成20年3月24日 中間報告を大臣へ提出
・道州制の理念等についての論点整理

自民党・前道州制調査会・道州制推進本部

道州制調査会 (16年11月8日設置)

- 18年4月12日 第11回会合
「道州制特区」について制度概要を了承
- 19年1月 道州制特別区域法施行

- 18年10月11日 再開 第1回会合
- 19年 6月14日 調査会「第2次中間報告」

党として道州制への移行を提言

3年以内の道州制ビジョンの策定を踏まえ、その後3～5年を目途とした基本法等の策定、その後2年程度の準備期間ののち完全に道州制に移行を展望

総裁直属の道州制推進本部へ格上げ

- 19年11月8日 第1回会合
5つの小委員会を委員会に格上げし、「第3次中間報告」を取りまとめる予定

【経済団体】日本経団連

・日本経団連「道州制の導入に向けた第1次提言－究極の構造改革を目指して－」(19年3月)

道州制実現までの工程表(2015年実現)を提示

・日本経団連「道州制の導入に向けた第2次提言－中間取りまとめ－」(20年3月) 20年秋を目途に「第2次提言」を予定

【全国知事会】

・「道州制に関する基本的考え方」(19年1月)
道州制の検討に当たっての課題を提示

3年を目途に「道州制ビジョン」を策定

「道州制答申」のポイント

平成18年2月28日
地方制度調査会

1 現状の都道府県の課題

- ① 市町村合併の進展 (3,223→1,821団体)
- ② 県を越える広域課題の増大
— 例：首都圏のディーゼル車規制・観光振興
- ③ 県は更なる分権改革の担い手たりうるか
— 47都道府県体制は明治21年以来

2 求められる「新しい国のかたち」

- ▽ 「国から地方へ」
— 国の役割は重点化 → 国家的課題に力強く対応
— 内政は広く地方公共団体が担う
- ▽ 「国と地方の双方の政府の再構築」によって
「新しい政府像」を確立するためには、

「道州制の導入が適当と考えられる」

3 道州制の検討の方向

- (1) 地方分権の推進及び地方自治の充実強化
 - ・ 都道府県から市町村、国から道州への大幅な権限移譲
 - ・ 地域における政策形成への住民参画の拡大・深化
- (2) 自立的で活力ある圏域の実現
 - ・ 圏域相互間、更には海外の諸地域との競争・連携
 - ・ 東京一極集中の国土構造の是正
- (3) 国と地方を通じた効率的な行政システムの構築
 - ・ 国の関与・国の地方支分部局の廃止・縮小 → 行政の効率化と責任の明確化
 - ・ 国と地方を通じた組織や職員、行政経費の削減

4 道州制導入の課題

- 道州制の導入には広範な検討課題
— 国の政治行政制度の改革とも密接に関連
国民生活にも影響

「答申を基礎として、国民的な論議が
幅広く行われることを期待」

道州制の基本的な制度設計

1 道州の性格

- 地方公共団体として、都道府県に代えて道州を置く
- 道州及び市町村の二層制

2 道州の区域

- ① 区域の範囲
 - ・ 社会経済的条件に加え、地理的・歴史的・文化的条件も勘案
 - ・ 数都道府県を合わせた区域が原則
- ② 区域例
 - ・ 区域には様々な考え方があり得るが、区域例を3例示す
- ③ 区域の画定方法
 - ・ 国が道州の予定区域を示す
 - ・ 都道府県は、変更案等を国に提出できる
 - ・ これを尊重し区域に関する法律案を作成
- ④ 東京都に係る道州の区域
 - ・ 周辺県と併せた区域が原則。ただし、東京都等の区域で一の道州等とすることも考えられる

3 道州への移行方法

- 原則として全国同時に移行。ただし、関係都道府県と国の協議により先行して移行できる

4 道州の事務

- 現在の都道府県の事務は大幅に市町村に移譲。道州は広域事務に軸足を移す
- 国(地方支分部局)の事務はできる限り道州に移譲

5 道州の議会

6 道州の執行機関

- 道州に長を置く。長は直接公選。多選を禁止

7 大都市等に関する制度

- 道州との関係において大都市圏域にふさわしい仕組み、事務配分の特例等を設けることが適当
- 東京(区部等)では、更に特例を検討することも考えられる

8 税財政制度

- 自主性・自立性の高い税財政制度が基本
 - ① 事務移譲に伴う税源移譲等加え、偏在度の低い税目中心に地方税の充実を図り、分権型社会に対応しうる地方税体系を実現
 - ② 適切な財政調整を行うための制度を検討

第29次地方制度調査会の審議項目

<諮問事項>

市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方について、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める。

<項目>

I 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方

1 基礎自治体のあり方

- 合併した市町村及び合併していない市町村の評価・検証・分析
- 基礎自治体の果たすべき役割
- 今後の基礎自治体の組織・体制・公務員のあり方
- 小規模市町村に対する方策

2 基礎自治体における住民自治の充実

- 地域自治区等のあり方
- 地域コミュニティのあり方

3 大都市制度のあり方

- 大都市と都道府県との関係等
- 指定都市、中核市、特例市等の考え方の整理

II チェック機能の充実

1 監査機能の充実・強化

- 監査委員の独立性の強化(組織、選任方法、OBの就任制限、議選委員のあり方等)
- 監査能力の向上(監査委員の人材確保等)
- 外部監査のあり方

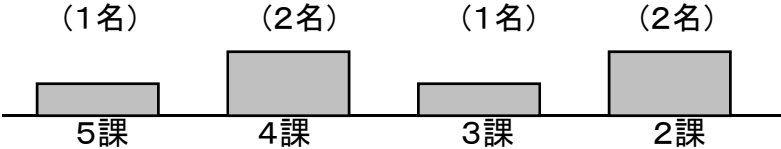
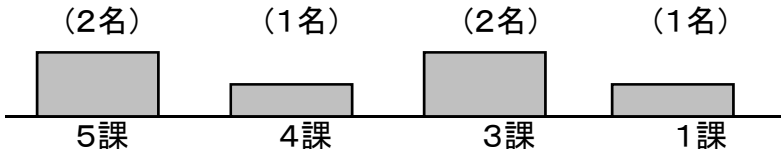
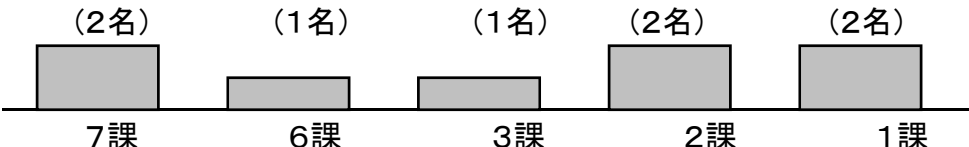
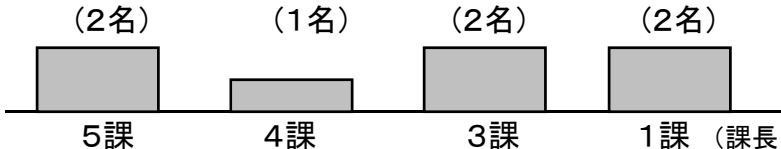
2 議会制度のあり方

- 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策
- 議会制度の自由度の拡大
- 議員定数
- 幅広い層が議員活動できるための制度の環境整備

III 地方税財政制度のあり方等

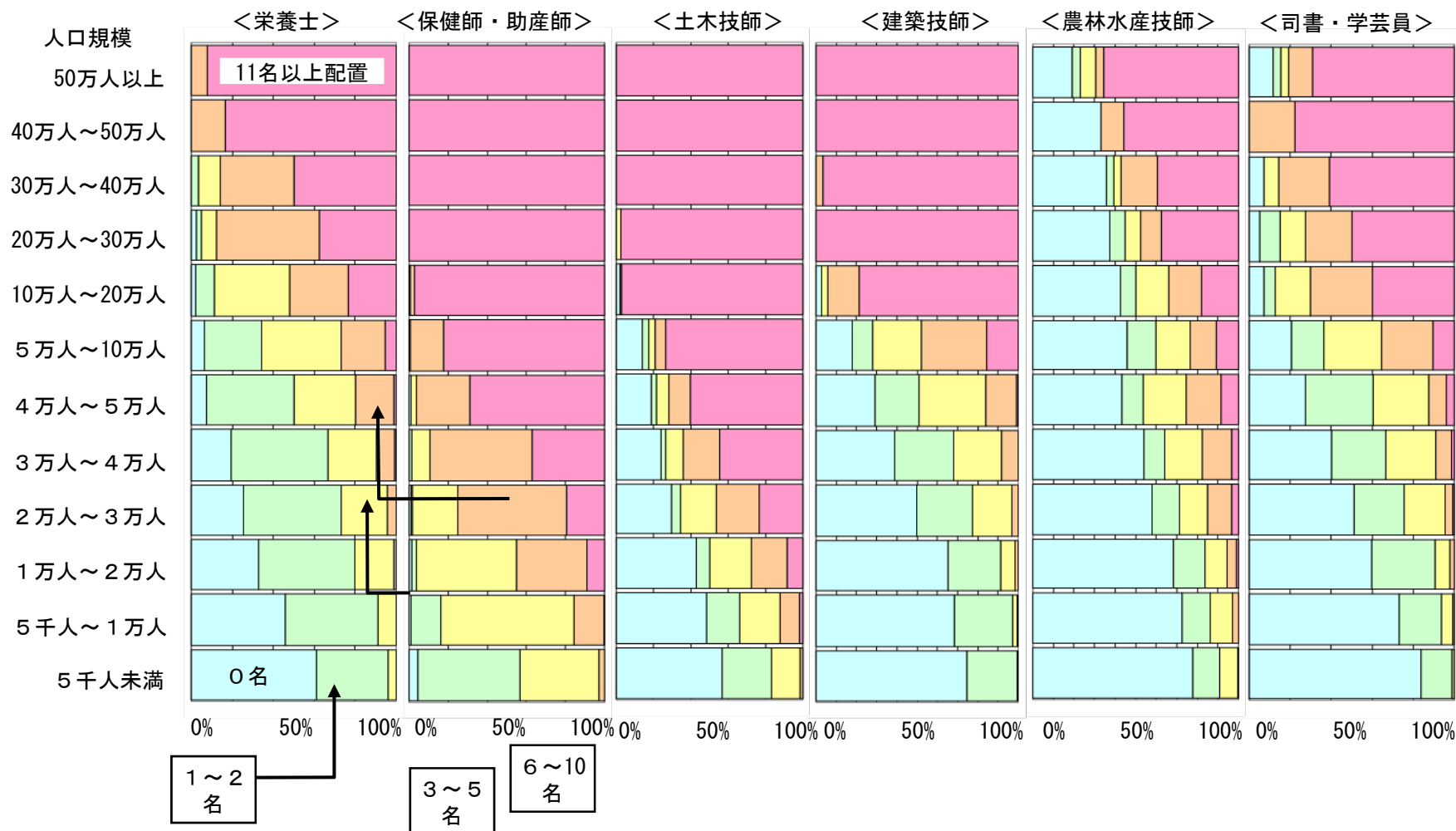
- 地方税財政制度のあり方
- 首長の多選制限

小規模団体の組織・職員配置状況について（a町のケース（人口約3千））

課（部・係制はなし）	担当業務	備考
総務課 （12名）	①庶務・行政（8名） ②企画・財政（4名） ③税務（4名） ④選挙（2名）	①～④のうち、 3分野を兼務する職員：2名、2分野を兼務する職員：2名 ・企画担当者（2名）は、企画を含め、それぞれ7事務、22事務を担当 ・法令担当者（1名）は、法令を含め22事務を担当 ・情報化担当者（1名）は、情報化を含め22事務を担当
住民課 （6名）	戸籍、住民登録、国民健康保険、国民年金、福祉医療、環境衛生	○担当者毎の県本庁の関係する課の数は、  ・女性政策担当者（1名）は、女性政策を含め5事務を担当
保健福祉課 （6名）	社会福祉、民生児童、保健予防、介護保険	○担当者毎の県本庁の関係する課の数は、  ・介護保険担当者（2名）は、介護保険を含め、それぞれ4事務、6事務を担当
建設課 （8名）	一般土木・建築・公営住宅、農林土木、水産土木、水道	○担当者毎の県本庁の関係する課の数は、 
産業課 （8名）	農林業、水産業、商工観光業	○担当者毎の県本庁の関係する課の数は、  （課長は総括のみ）

人口規模別の専門職員配置状況

○ 全般的に人口規模が大きいほど専門職員の配置が充実。



※ 専門職員の配置状況は、平成18年地方公共団体定員管理調査による。

※ 人口は平成17年国勢調査(平成17年10月1日現在)に基づくもの。

行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)(抜粋)

II 地方分権の推進

(1) 市町村合併の推進

ア 基本的考え方

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中において、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。

今後の行政改革の方針(平成16年12月24日閣議決定)(抜粋)

8 地方分権の推進

(1) 市町村合併の推進

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中において、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、以下のとおり、引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。

イ 現行合併特例法が失効する平成17年4月以降においては、先般制定された「市町村の合併の特例等に関する法律」(平成16年法律第59号)に基づき市町村合併を進めることとなる。この法律においては、総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県が市町村合併の推進に関する構想を策定し、当該構想に基づいて、合併協議会の設置の勧告、あつせん・調停、合併協議推進勧告等の措置を講じることができることとされており、このような措置を有効に活用することとし、引き続き市町村合併を強力に推進する。

旧合併特例法と合併新法

H22. 3. 31

旧法

新法 (H17. 4. 1~)

H17. 3. 31

- 総務大臣→基本指針
- 都道府県→市町村の合併の推進に関する構想
 - ・市町村の組合せ等を示す
 - ①生活圏域を踏まえた行政区域を形成
 - ②指定都市、中核市、特例市等へ
 - ③概ね人口1万を目安とする小規模市町村(地理的条件等を考慮)
 - ・市町村合併調整委員(知事任命)→あっせん、調停
 - ・合併協議会設置勧告、合併協議推進勧告

・合併特例区等の設置

(合併に際して、合併関係市町村の協議により、合併特例区等を一定期間設置できる。(※旧法においても可能))

・存置(3万市特例は議員修正により追加・存置)

・段階的に5年(+激変緩和5年)に短縮

- 3万市特例
- 地方税の不均一課税、議員の在任特例
- 合併補正
- 合併算定替の特例期間10年(+激変緩和5年)

等

経過措置期間

平成22年3月31日
までに合併

○合併特例債による財政支援措置

平成17年3月31日
までに合併申請

・新法では廃止
※配慮規定は存置

合併

平成18年3月31日
までに合併

H18. 3. 31

合併新法の下での財政措置

○ 合併新法の下での市町村の合併について以下の財政措置を講じることとしている。

1. 普通交付税による措置

(1) 普通交付税額の算定の特例(合併算定替)

合併後9～5カ年度(平成17・18年度に合併した場合は9カ年度、平成19・20年度は7カ年度、平成21年度は5カ年度)は、合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障。さらに5カ年度は激変緩和措置。

(2) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置(合併補正)

合併後における行政の一体化(基本構想等の策定・改定、ネットワークの整備等)に要する経費等に対する措置。

(3) 都道府県が行う合併推進事業に対する財政措置

都道府県の構想作成及び市町村合併推進審議会に係る経費、合併のための調査研究・啓発事業等に対する経費を措置。

2. 特別交付税による措置

(1) 合併準備経費に対する財政措置

合併協議会への負担金等、合併の準備に要する経費に対する措置。

(2) 合併移行経費に対する財政措置

合併前に要する電算システムの統合等、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費に対する措置。

(3) 合併支援のための公債費負担の格差是正措置

合併市町村における旧市町村間の公債費負担の格差に係る利子又は地方債の繰上償還に伴う補償金に対する措置。

(4) 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置

合併市町村の行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について措置。

(5) 都道府県が行う合併促進経費に対する財政措置

法定協議会を設置している市町村数に応じ、1市町村当たり300万円を都道府県に対して措置。

合併新法の下での財政措置 (つづき)

3. 合併推進債による措置

1 対象事業

合併新法に基づく都道府県の構想に位置付けられた構想対象市町村及び合併市町村が行う事業

- ・旧市町村相互間の道路・橋りょう・トンネル等（農道、林道等含む）
- ・電算システムの統合、地域イントラネット
- ・火葬場、斎場
- ・その他特に必要と認められる事業
- ・本庁舎等、消防防災施設
- ・保育所、子育て支援施設等

※ 既存の公共用施設を廃止して行う統合施設の建設等、市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業についても対象とする。

※ 都道府県事業について
都道府県が行う合併市町村の一体化を促進するために必要な道路事業を対象とする。

原則として1合併市町村につき1事業とする。ただし、地理的条件、人口密度、合併関係市町村数、合併を行った経緯その他地域的な事情についても考慮する。

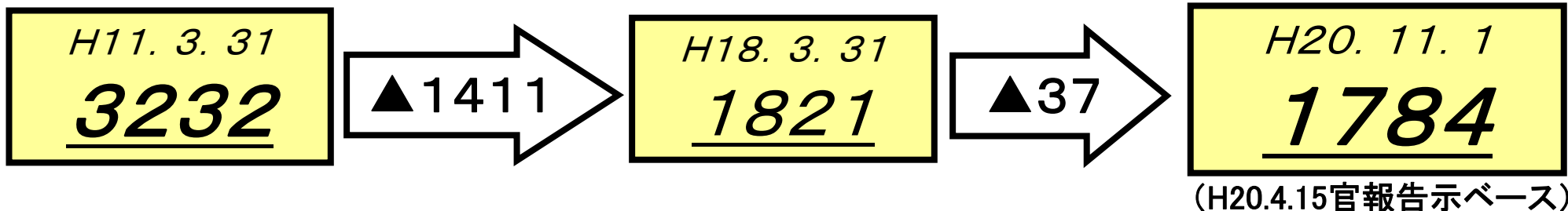
2 財政措置

充当率：90%、交付税算入率：40%とする。

※ 行政コストの合理化効果
の発現に繋がるもの

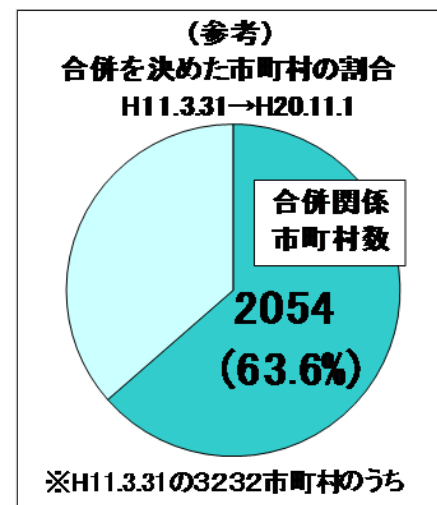
} 充当率：90%、交付税算入率：50%

市町村合併の推進状況



市町村数等の推移

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H20.11.1
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,784
人口1万人未満	—	—	1,537	482
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	66,860
平均面積(km ²)	37.5	106.9	114.8	208.1



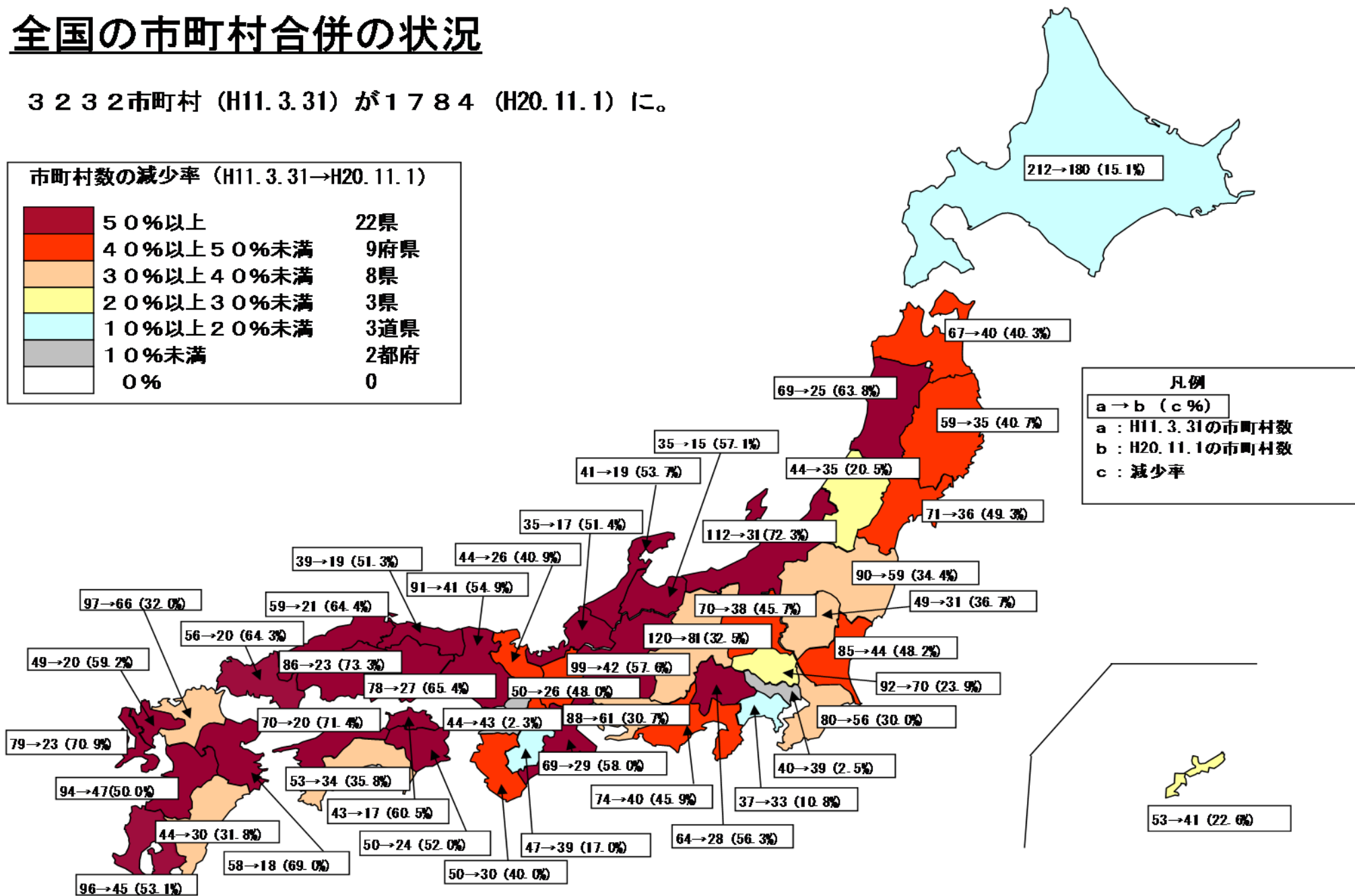
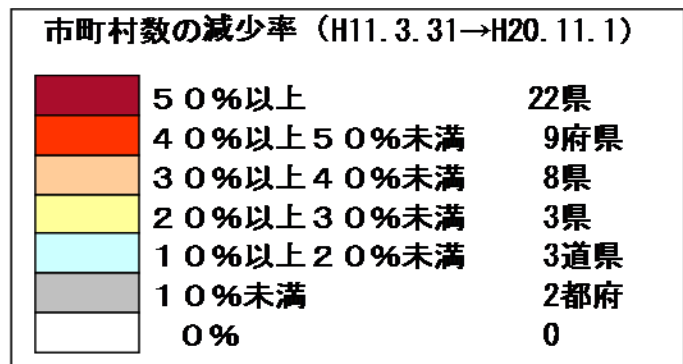
合併市町村件数

	旧法下(H11.4.1～)	新法下	計
合併件数(合併関係市町村数)	581 (1,991)	25 (63)	606 (2,054)
新設合併	443 (1,543)	8 (23)	451 (1,566)
編入合併	138 (448)	17 (40)	155 (488)
H11.4.1以降の減少市町村数	1,410	38	1,448

(注)
 ・H20.4.15までに合併の官報告示を終えたもの
 ・H18.3.31の数値には、合併新法による合併1件を含む(H18.1.10に高松市が牟礼町を編入)
 ・人口 H11.3.31…H7年国調より H20.11.1…H17年国調より
 ・面積 H11.3.31…全国市町村要覧(H10年度版)より H20.11.1…全国市町村要覧(H19年度版)より

全国の市町村合併の状況

3 2 3 2市町村 (H11. 3. 31) が1 7 8 4 (H20. 11. 1) に。

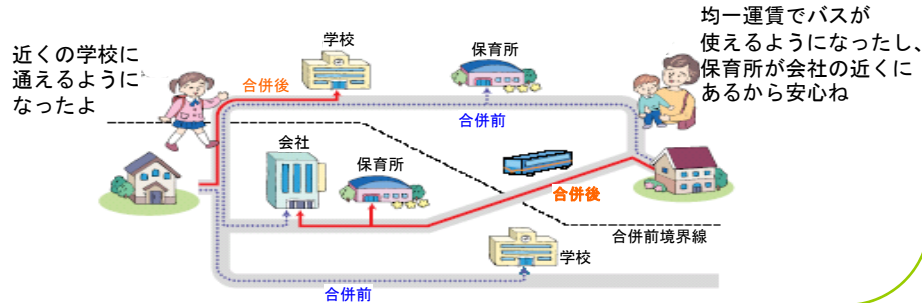


市町村合併による効果の概要

住民の利便性の向上

旧市町村の境界を越えた公共施設の利用・サービスが可能になります

例) 新潟県新潟市では、合併後、旧市町村界を越えて、空きのある保育所を利用することが可能になりました。



広域的なまちづくり

広域的な視点にたって、まちづくりをより効率的に実施できます

例) 岡山県真庭市(まにわし)では、道路等の整備において、地域の個性を活かしたゾーニングにより広い視点からのまちづくりが可能になりました。

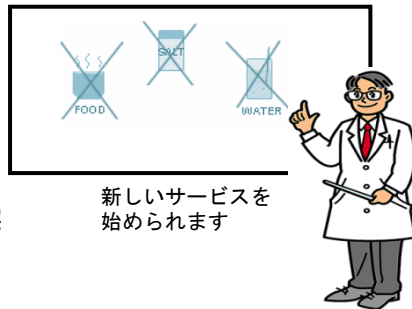


サービスの高度化・多様化

専任の職員・組織を置くことができ、より多様な行政施策の展開が可能になります

例) 熊本県あさぎり町では、保健師の資格を持った職員が充実し、乳幼児向け予防注射や、成人向けの健康講座を数多く実施できるようになりました。

例) 愛媛県新居浜市では、無医村であった別子山(べっしやま)地区に待望の診療所を開設することができ、地域医療の充実が図られました。



行財政の効率化

それぞれのまちが別々に行っていた仕事をまとめ、行財政の効率化が図れます

例) 合併に伴い、市町村の三役(首長、助役、収入役)、議会の議員については全国で2万1千人減少し、給料等は年間1,200億円削減されると見込まれます。

例) 東京都西東京市では、合併によって10年間で約190億円の経費削減が可能になります。



合併効果の事例

団体名・人口 <small>(H17国調人口)</small>	合併期日・方式	取組内容
宮古市(岩手県) 60,250人	H17.6.6新設(1市1町1村)	合併に伴い人件費削減を行い、その効果を多様な子育て支援等に重点配分。 具体例: 保育所保育料と幼稚園保育料の軽減、妊婦無料健康診査の回数を全域 2回から3回に充実、乳幼児医療費が全域で自己負担なしに、妊婦・母親・パパマ マ教室が全域で受講可能に
西東京市(東京都) 189,735人	H13.1.21新設(2市)	交通空白地域の解消と公共施設へのアクセスの利便性を図るため、コミュニティ バスを5路線運行。運賃は一律100円
新潟市(新潟県) 813,847人	H13.1.1編入(1市1町) H17.3.21編入(4市4町5村) H17.10.10編入(1市1町)	合併後、旧市町村の区域を越えて、空きのある保育所を利用することが可能に
高山市(岐阜県) 96,231人	H17.2.1編入(1市2町7村)	高山祭りや歴史的町並みのある旧高山市地域に加え、旧上宝村地域の北アル プスや奥飛騨温泉などが加わったことから、都市部と農村部とを結ぶ滞在・周遊 型の観光戦略打ち出し、「飛騨高山」ブランドを確立
浜松市(静岡県) 804,032人	H17.7.1編入(3市8町1村)	一部の地域で行われていた高齢者・障害者に対するバス・電車共通券等の交付 サービスを全市に拡大
三次市ほか(広島県) 59,314人	H16.4.1新設(1市4町3村)	広島県において、合併の進展を踏まえ、市町への積極的な権限移譲を実施した ことにより、例えば、市役所でのパスポートの申請と受取が可能に
新居浜市(愛媛県) 123,952人	H15.4.1編入(1市1村)	無医村であった旧別子山村地区に約30年ぶりに待望の診療所を開設すること ができ、地域医療を充実
宗像市(福岡県) 94,148人	H15.4.1新設(1市1町) H17.3.28編入(1市1村)	一部地域において学校選択制を導入し、旧玄海町住民が、近くにありながらこれ まで通学できなかった旧宗像市の小学校への入学、転入が可能に
豊後高田市(大分県) 25,114人	H17.3.31新設(1市2町)	合併により消滅した「真玉」の地名を地元有志により組織した「真玉歌舞伎保存 会」により引き継ぐとともに、活動に対する財政的支援を実施
薩摩川内市(鹿児島県) 102,370人	H16.10.12新設(1市4町4村)	小学校地区を単位とした地区コミュニティ協議会制度を導入。本市48地区に地 区コミュニティ協議会を設立するとともに、地区ごとに地域振興計画を作成し、コ ミュニティを活性化

懸念されるデメリットとその対応例

◇役場が遠くなって不便になるのではないか

<対応例>

- ① 合併後も、それまでの市役所や町村役場は、新市町村の支所や出張所として通常使われて、住民票の写しや印鑑証明の交付といった窓口サービスは今までと変わりなく受けられることとする。
- ② 合併市町村基本計画においては、地域の一体性の向上に係る施策等が位置づけられることとなっており、当該計画で地域特性に応じた対応策を提示する。

【取組事例】

《大分県豊後高田市（ぶんごたかだし）》

合併の翌日から郵便局での各種証明書の交付を可能にした。また、休日でも住民票の交付が受けられるよう自動交付システムを整備・設置した。

◇中心部だけよくなって周辺部はさびれないか

<対応例>

- ① 合併前に、様々な地域の住民の意見を反映させながら、市町村間で合併後のまちづくりをどのように進めていくかを話し合い、中心部だけではなく、周辺部のことにも配慮したまちづくりの計画（合併市町村基本計画）を作成する。
- ② 合併後は、旧市町村の区域ごとに作ることができる地域審議会や地域自治区、合併特例区で、地域のまちづくりに関するチェックや方向性の検討などを実施する。

【取組事例】

《大分県内の各市》

大分県内12の新市のうち7市においては、支所権限で柔軟に執行可能な予算（補助金）を措置し、地域の活性化に取り組んでいる。

◇住民の声が届きにくくならないか

<対応例>

- ① 議会を通じた間接民主制を補完していく仕組みは合併前以上に必要となる。住民の声を直接聴いて、きちんと反映させるような仕組みを増やすことにより、きめ細やかなサービスを提供。
- ② 合併後の旧市町村単位の地域の運営に関し意見具申を行うなどにより、地域住民の声を新市町村の運営に反映するための制度として、地域審議会や地域自治区、合併特例区の制度があり、これらの制度を積極的に活用する。

【取組事例】

《新潟県新潟市》

地域における諸問題の把握や、課題解決の検討などを行うため、各小学校又は中学校校区単位で「地域コミュニティ協議会」の設立を支援している。

◇各地域の歴史、文化、伝統等が失われないか

<対応例>

- ① 地域文化や伝統の継承・発展について、住民やNPOなどの民間団体が中心となって取り組み、市町村はそれをサポートしていく仕組みを強化していくことが考えられる。
- ② 合併新法に基づく地域自治区及び合併特例区を設置する場合において、旧市町村名を住居表示に冠することが可能。

【取組事例】

《大分県豊後高田市（ぶんごたかだし）》

合併により消滅した「真玉（またま）」の地名を地元有志により組織した「真玉歌舞伎保存会」により引き継ぐとともに、保存会が広く会員を募り、伝統文化活動を通じた地域コミュニティの再生を図っている。

「平成の合併の評価・検証・分析」の概要

平成の合併の

○合併後数年の短期的な影響

○行政側と住民側の両面から見た場合の影響

について、

- ・合併市町村・都道府県・報道機関が実施した住民に対するアンケート・聴き取り調査
- ・合併市町村・未合併市町村に対するアンケート・実態調査
- ・合併に関する統計データ

を踏まえ、学識経験者と合併市町村・都道府県の合併担当職員をメンバーとして実施した「平成の合併の評価・検証・分析」

平成20年6月
市町村の合併に関する研究会

平成の合併の進捗状況等

○市町村数は3,232(H11.3.31)から1,784(H20.11.1見込)まで減少



相当程度進展

○合併の進捗率は、都道府県間で大きな差

○面積が狭く、市街地が連たんしている大都市部における合併の進捗率が低い

【減少率高】 広島県(73.3%)・新潟県(72.3%) 【減少率低】 大阪府(2.3%)・東京都(2.5%)

○人口1万人未満の小規模市町村が現時点でも482存在

北海道(114)・長野県(43)・福島県(28)等に偏在

○一部事務組合や広域市町村圏などの日常生活圏の全部又は一部での合併事例が多い

行政運営の単位を住民の日常生活圏に近づけたと評価



○合併新法下では、日常生活圏の中心市が周辺町村を編入するというケースが2/3

○合併旧法下での協議会と同じ組合せが8割以上

住民の日常生活圏に近づけるための再チャレンジ

未合併市町村の要因【平成19年8月6日時点 1,252団体を対象】

○地理的要因が合併の阻害要因となるのは、一部の地域にとどまる

【離島や山間地等に位置し地理的に合併が困難であった(58団体 4.6%)】

○積極的な単独運営の選択ではなく、意見集約の不調のために未合併となった市町村も多い【合併について意見集約ができなかった(422団体 33.7%)】

○合併を望んだが、組合せの相手との関係で未合併となった市町村も多い

【合併を望んだが合併相手が否定的であった(330団体 26.4%)

合併協議の際、協議事項について合意がなされなかった(230団体 18.4%)】

※【合併せずに単独で運営していこうと考えた(386団体 30.8%)】

合併新法の期限
平成22年3月

今まさにこの時期に、住民も交えて真剣な議論をし、合併も含め、自らの地域の将来のあり方について結論を得る必要

合併による行財政への影響

行財政基盤の強化

組織面

○経営中枢部門の強化

(例) 企画政策課[黒部市]、行財政改革推進室[あさぎり町]、危機管理室[おいらせ町]の新設

○組織の専門化

(例) 子育て支援課[湯梨浜町]、ごみ減量課[笛吹市]の新設

○専門職員の配置

(例) 旧市町村では配置できなかった助産師、保健師、栄養士、土木技師、司書・学芸員などの配置

○税の徴収部門、監査委員事務局の独立などによる適正な事務執行

(例) 収納管理課[香美市]、収税課[紀の川市]、監査委員事務局[牧之原市]の独立

行政運営面 (合併後の市町村職員に対するアンケート調査結果)

○適切な行政運営のための条件整備

(例) 専門性の確保・行政評価の導入・コンプライアンス確保など

○モチベーションの向上

(例) 切磋琢磨する気運、幅広い見地からの事務執行など

○適切な人事管理

(例) 定期的な人事異動、研修実施など

合併の時期と財政状況悪化の時期が重なる一方で、合併による財政の効率化効果が現れるのは一定の期間を要するため、厳しい財政運営を強いられているが...

財政面

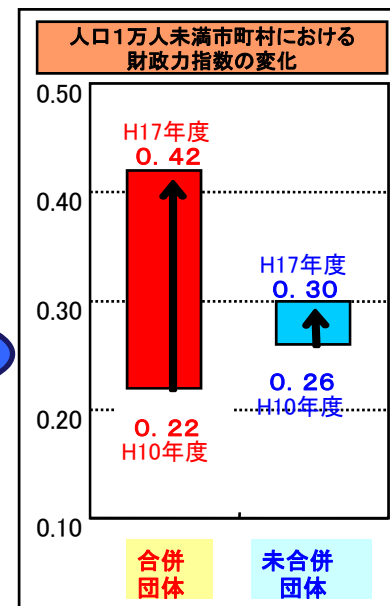
○短期: 規模拡大に伴い財政基盤が強化され、特に財政力に比して大きな借入をしていた小規模な市町村においては、都市等との合併により、財政状況の改善が図られている

○中期: 内部管理等の重複部門の削減等の合併効果を活かし、積極的な行政効率化の取り組みがなされており、今後、合併算定替の効果とあいまって、財政運営の改善の期待

【充実した組織の分野と主な取組事例】

※ 平成18年7月1日時点 回答: 474市町村

分野	回答数	割合
企画財政・総務分野	311	65.6%
保健・福祉分野	219	46.2%
産業振興分野	182	38.4%
教育文化分野	131	27.6%
都市計画・建設分野	130	27.4%
環境・衛生分野	107	22.6%
住民協働分野	92	19.4%
男女共同参画・人権分野	91	19.2%



利便性確保のための支所等の設置

○合併後の住民サービス維持のため、半数近くの市町村において総合支所方式、約3分の1の市町村において分庁方式を採用

○支所における職員数減少等に対する住民の不安に対処するため、支所長に一定の権限・予算枠を付与する事例も

行政運営の効率化

○適切な職員配置や出先機関・外郭団体などの見直しなどにより、職員総数・人件費を削減

	職員減少率 (H17→H18)	集中改革プラン 純減目標(H19.9.1)
合併	▲3.0%	▲8.7%
未合併	▲2.7%	▲7.6%

○全体として職員数を削減する中でも、本庁機能を強化し、商工労働・民生部門等へ適切な職員配置

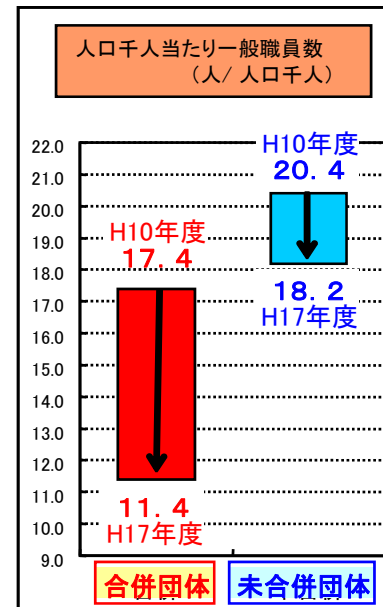
○旧市町村の境界を越えた公共施設の広域的利用など、効率的な住民サービスの提供

- (例)・旧市町村を越えて空き保育所の利用が可能に〔新潟市、久米島町〕
- ・旧2町の図書館をネットワーク化することにより、両図書館の図書の貸出しが可能に〔黒潮町〕
 - ・学校選択制を導入し、近くにありながらこれまで通学できなかった旧隣市の小学校への入学、転入が可能に〔宗像市〕

【旧市町村役場の合併後の機能】

※ 平成18年7月1日時点 回答：558市町村

選択肢 (択一式)	回答数	構成比
分庁方式	186	33.3%
総合支所方式	262	47.0%
窓口サービス中心の支所方式	68	12.2%
出張所方式	7	1.3%
その他	35	6.3%



【本庁・支所(旧町村役場)職員数の変化】

(岩手県内の合併市町村)

	H17 (合併前)	H19 (合併後)
本庁 (旧市役所等)	6,274人	6,589人 (4.8%)
支庁 (旧町村役場等)	3,561人	2,704人 (▲24.1%)
計	9,835人	9,293人 (▲5.5%)

合併による住民生活への影響

住民サービスの維持・向上

○約8割の団体において、①専門的なサービスの実施、②合併前に一部の市町村で行われていたサービスの全域への拡大などにより住民サービスの維持・向上に取組み

・少子・高齢化対策などの福祉分野をはじめとする住民サービスを拡充

(例)・島根県の合併15市町のうち、13市町で児童福祉分野のサービス充実

・熊本県の合併16市町のうち、11市町で乳幼児医療費助成対象の拡充等、7市町で住民健診の内容の充実

・無医村地区における診療所の開設〔新居浜市〕、保育児童の受入時間の拡大〔日高町〕、子ども家庭支援センターの開設〔西東京市〕

・旧市町村が単独のままでいた場合には廃止・縮小が避けられなかった住民サービスが、合併により維持

(例)福祉タクシー助成事業の継続〔遠野市〕、一人暮らし老人の緊急通報システムの継続〔二戸市〕、総合成人病検診事業の継続〔西和賀町〕

一方で…

○合併を契機に行財政改革の観点から住民サービスを見直し

○特に、敬老・結婚等の祝金など個人や団体への助成金等について、削減・廃止される事例が多い

(例)100歳敬老祝金の見直し、結婚祝金・金婚式典の廃止、村民温泉割引事業の廃止

住民負担の見直し

住民に合併の影響と受け止められ、合併に対する消極的な評価につながっているケースも

○約9割の団体が、合併を契機とした住民負担(使用料・手数料)の見直しを実施

○合併前の旧市町村と比較して、それぞれの手数料等について、①引き上げのみを行った合併市町村、②引き下げのみを行った合併市町村、③引き上げと引き下げの両方を行った合併市町村がそれぞれ同程度

適切な負担の観点から、住民負担を増加させた場合、合併に対する消極的な評価につながっているケースも

コミュニティ振興に向けた取組

○市町村の規模の拡大により住民の声が届きにくくなるとの懸念

○中心部だけ良くなり、周辺部は取り残されるとの懸念

住民の側では・・・

○住民の自助自立の意識が高まり、住民の自立に向けた動きも

- (例) ・地域住民による小学生の通学安全確保のための見守り隊の結成
・従前の町役場主催イベントの住民主導での開催
・地域活力維持のためのNPO法人立ち上げ



広域的なまちづくりの条件整備

○行政運営の単位を日常生活圏に近付けることにより、①日常生活圏の広がりに応じたまちづくり、②公共施設の効率的配置とネットワーク化、③受益と負担の適正化のための条件が整備

○地域資源をネットワーク化することにより、広域的な地域活性化に向けた新たな取組み事例も

- (例) ・合併により有名な観光地が一つとなったことから、広域的な観光ルートの設定などによるイメージアップの取組み〔日光市〕
・合併により梅の生産量が日本一となったことから、日本一の「梅の町」としてのアピールが可能に〔みなべ町〕

○周辺部の振興のため、①地域単位のイベントや祭の実施、②地域の伝統・文化の保存・継承、③旧市町村単位の住民組織等への支援などの取組み事例も

- (例) ・埋蔵文化財調査の行われていなかった旧川島町地域において、調査を実施し、埋蔵文化財を保護〔各務ヶ原市〕
・合併により消滅した「真玉」の地名を住民組織が引き継ぐとともに、活動に対する財政支援を実施〔豊後高田市〕

○コミュニティ施策の実施

【取組状況】(合併市町村558団体が対象)

	選択肢(複数回答式)	回答数	割合
①	既存の地域のコミュニティ活動を行う団体への支援	345	61.8%
②	新たなコミュニティ組織の設置やコミュニティ自治の仕組の構築	100	17.9%
③	地域審議会、地域自治区又は合併特例区の活用	253	45.3%

(例)

- ・「地域創造基金」を活用し、地域による自主的な活動等への支援〔宮古市〕
- ・小学校地区を単位とした地区コミュニティ協議会制度の導入によるコミュニティの活性化〔薩摩川内市〕
- ・各地域自治区に住民組織を設立。地域イベント等の実施や、中には公の施設の管理を行っている組織も〔上越市〕
- ・各地域自治区の地域協議会に「地域コーディネーター」を新たに配置し、住民主体の地域づくり体制を支援〔宮崎市〕

合併市町村の課題

住民自治の振興・住民主体となった地域づくり

○同じ市町村の中の地域でも、住民の自主的な活動の有無で、地域の活力に差が生じる懸念

○住民の自助自立の意識の高まりを活かし、住民が主体となった地域づくりをさらに推進する必要

組織・職員のパフォーマンスの向上

○旧市町村間の組織風土の違いなどから、一つの組織として融和するのに時間を要している事例も

○移行期の課題を早期に乗り越え、強化された行財政基盤を活かし、行政遂行能力を高めて合併効果が現れるようにする必要

住民負担の適正化

○一部の住民負担では、急激な変化を避け、合併後の一定期間は旧市町村の水準等を維持し、その後に見直す事例も

○各地域の事情も十分勘案した上で、住民の負担水準の適正化について、住民を交えて十分な議論が必要

公共施設の再編

○合併により重複することとなった公共施設の廃止・転用など効率的な施設の再編

○市町村合併に伴う国庫補助対象財産の処分については、基本的に国庫納付を求めない取扱いとなったことを踏まえ、さらなる再編

都道府県から市町村への権限移譲

○合併が進んでいる都道府県ほど市町村への権限移譲が進んでいる傾向

○住民に身近なサービスを合併市町村が提供し、合併の効果が住民の目に見える形で現れるよう、権限移譲をさらに進める必要